

# 「山形県地域公共交通利便増進実施計画(長井市版)」(概要)

R5.6.28改正

## 1 目的

令和3年3月に策定した「山形県地域公共交通計画」に基づき、確実な事業の実施と事業実施による地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るため、長井市役所・長井駅の完成に伴う地域間交通・地域内交通の路線の具体的な再編内容等に関して示す「山形県地域公共交通利便増進実施計画(長井市版)」を策定する。

## 2 計画期間

2021年度～2025年度までの5年間

## 3 実施区域

### 長井市内

- 山交バス株式会社の系統「山形市役所(六角・荒砥)長井線」のうち路線等の再編の変更区域(「長井駅・長井市役所」停留所新設に係る変更)を本計画の利便増進事業(以下「利便増進事業」という。)の対象とする。
- 上記の変更区域内を発着する長井市営バスの路線の再編も利便増進事業の対象とする。

## 4 実施体制

山形県、県内全市町村、関係交通事業者

## 5 山形県地域公共交通計画における利便増進事業の位置付け

「利便増進事業」については、「山形県地域公共交通計画」における施策・事業の中に位置付けており、関連する施策・事業とともに、利用者の利便性向上、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に取り組む。

## 6 事業の内容

### ＜路線の再編＞

- ①長井市役所・長井駅の完成に伴う山形市役所(六角・荒砥)長井線等の延伸・経路変更  
【対象路線】山形市役所(六角・荒砥)長井線 ・長井(浅立)荒砥線  
【事業内容】長井市役所・長井駅への接続区間を設ける再編  
【実施主体】山交バス株式会社
- ②長井市役所・長井駅の完成に伴う長井市営バス全路線(全系統)の再編  
(R5.10～一部変更)  
【対象路線】長井市営バス「全路線(全系統)」  
【事業内容】長井市役所・長井駅とヤマザワ長井店を「乗換拠点」として位置づけ、全路線(全系統)の効率化・利便性の向上を図る再編  
【実施主体】長井市

